

## 小牧市中小企業産学連携・企業間連携事業費補助金制度のご案内

技術の向上並びに産学及び企業間の交流の促進を図るため、大学又は研究機関との連携や2者以上の企業間で連携して新サービス・新製品等を共同開発する事業を行う中小企業者に対し、その経費の一部を補助します。

### 1. 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者である方
- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 新サービス・新製品等の開発を共同で行うことを目的とするグループ（市内に事務局が設置されているものに限る。）に参加している方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 暴力団若しくは 暴力団員と密接な関係を有する者でない方

### 2. 補助対象事業

共同開発により新サービス・新製品等の開発を行う事業とします。

ただし、次のいずれかに該当するものは除きます。

- ・ 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）とその子会社で連携して行うもの
- ・ 開発の大部分を他に委託等するもの
- ・ 大企業、市外企業、大学等と共同開発を行う場合で補助対象に該当する企業が負担する開発費用の合計が5割に満たないもの
- ・ 大企業、市外企業、大学等と共同開発を行う場合でグループを構成する企業のうち補助対象に該当する企業の構成割合が5割に満たないもの
- ・ 開発に係る経費のうち補助対象経費に当たる費用が50万円に満たないもの

#### ☆共同開発☆

中小企業者を含む2者以上が、契約に基づき自己の保有する経営資源を活用して行う開発（大学等との共同開発の場合で大学等の技術、研究設備を活用し、その指導を受けて行う汎用性のある共同開発以外で、大学等以外のいずれかの者が7割を超える開発費用を負担するものを除く。）をいいます。

#### ☆新サービス・新製品等の開発☆

次のいずれかに該当する開発をいいます。

- ①新サービスの開発②新製品の開発③新物質、新素材若しくは新材料の開発又は利用技術の確立④新システム又は新工法の技術の開発⑤生産、加工若しくは処理のための新技術又は新工法の開発⑥その他産業社会の発展に寄与すると市長が認めたもの

#### ☆大学等☆

大学、短期大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。

### 3. 補助対象経費

共同開発に係る①専門家による指導等の謝礼金②調査等の外部委託費③原材料費及び副材料費④機械、装置、工具等の購入費及び使用料⑤設計、外注加工等の外部委託費⑥会議室等の使用料⑦その他事業の実施に関し、市長が適当と認める経費

※市の他の補助金を受ける経費は除く。

#### 4. 補助金額

**補助対象経費×1/2（100円未満の端数切捨て）**

※限度額は、50万円とし、その交付は年度につき1回とします。

#### 5. 申請から交付の流れ

##### ① 認定申請書の提出

補助対象事業に着手する前までに、小牧市中小企業産学連携・企業間連携事業費補助金交付認定申請書（様式第1）に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

##### <添付書類>

(1)小牧市中小企業産学連携・企業間連携事業計画書(様式第2)

(2)共同開発事業であることを証明する契約書等の写し

(3)登記事項証明書

(4)市税の滞納がないことを証する書類

※申請日以前1年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し

(5)その他市長が必要と認める書類

※同一の共同開発を行うグループのうち、複数の補助対象者から申請する場合は、(1)、(2)の書類については、いずれかの申請者が添付することにより、他の申請者は省略することができます。

##### ② 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業産学連携・企業間連携事業費補助金交付認定通知書を送付します。（不認定の場合は不認定通知書を送付します。）

※認定通知の受取後に変更や中止等が生じた場合には変更手続きが必要です。

##### ③ 交付申請書の提出

補助対象事業の完了した日から30日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日までに小牧市中小企業産学連携・企業間連携事業費補助金交付申請書（様式第8）に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

##### <添付書類>

(1)事業報告書(様式第9)

(2)補助対象経費に係る請求書の写し（補助対象経費とその他の部分を分けたもの）

(3)補助対象経費に係る領収書の写し

(4)市税の滞納のないことを証する書類

※申請日以前1年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し

(5)その他市長が必要と認めるもの

※同一の共同開発を行うグループのうち、複数の補助対象者から申請する場合は、(1)の書類については、いずれかの申請者が添付することにより、他の申請者は省略することができます。

##### ④ 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業産学連携・企業間連携事業費補助金交付決定通知書を送付します。

##### ⑤ 補助金交付

**<問い合わせ先> 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地**

**小牧市役所 商工振興課 新産業創出係**

**電話:0568(76)1112 fax:0568(75)8283**